

年金受給者向け定期預金
「あおしん年金特別定期 500」規定

青 木 信 用 金 庫

2013 年 7 月現在（第 1 版）

1. (預入資格)

「あおしん年金特別定期 500」(以下「この預金」といいます。)は、国民年金、厚生年金や各種共済年金(以下これらを「公的年金」といいます。)および国民年金基金、企業年金やその他の年金(以下これらを「私的年金」といい、公的年金と私的年金を以下「年金」といいます。)の受取を当金庫で既に開始されている、または新たに開始されるお客さま、もしくは当金庫へ変更されるお客さまに限りお預入れできます。

2. (取扱店舗)

この預金の預入れおよび支払いは、年金の受取を指定している店舗のみのお取り扱いとします。

3. (お預入れ限度額)

預入資格のあるお客さまお一人につき、500 万円を限度とします。

4. (お預入れ預金種類および預金名義)

- (1) 前記第 1 条において公的年金が対象のお客さまの場合、原則期間 1 年の利払式自動継続自由金利型定期預金(M 型)(以下「自動継続型スーパー定期 1 年もの」といいます。)を作成します。なお、期間 1 年の非自動継続自由金利型定期預金(M 型)(以下「非自動継続型スーパー定期 1 年もの」といいます。)も選択可能です。
- (2) 前記第 1 条において私的年金が対象のお客さまの場合、非自動継続型スーパー定期 1 年ものを作成します。
- (3) この預金の名義は年金受取をされているお客さまの名義に限ります。

5. (適用利率)

- (1) 年金をこの預金の預入期間を通じて当金庫で受取る場合、預入日に当金庫が店頭に表示しているスーパー定期 1 年ものの基準利率に当金庫所定の利率を上乗せした利率を約定利率とします。
- (2) 自動継続後の利率は自動継続時の店頭に表示しているスーパー定期 1 年ものの基準利率に当金庫所定の利率を上乗せした利率を約定利率とします。以後同じです。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第 4 位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。
① 6 か月未満……………解約日における普通預金の利率

②6 か月以上 1 年未満……約定利率×50%

6. (お支払い時において年金の受取が当金庫に継続されていない場合の適用利率)

この預金の満期日または中途解約時のお支払い時において年金の受取が当金庫に継続されていない場合は約定利率にかかわらず預入日または自動継続時のスーパー定期1年ものの基準利率により計算します。

7. (自動継続時において公的年金の受取が当金庫に継続されていない場合の自動継続停止)

この預金の自動継続時において公的年金の受取が当金庫に継続されていない場合は自動継続を停止します。

8. (その他)

この規定に定めのない事項については、別にお渡しする「定期預金等規定集(証書用)」により取扱います。

以 上